

令和6年5月17日

## 公 告

陸上自衛隊旭川駐屯地  
業務隊長 杵 淵 賢

陸上自衛隊旭川駐屯地における売店、食堂等の設置及び経営希望者について下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上、申し込まれたい。

## 記

## 1 公募に付する事項

## (1) 業務件名

No.	種別	細目	場所
1	物品販売	コンビニ（酒類・100円均一・薬品販売 をできることが望ましい。）	南厚生センター
2		酒売店・宅配取次	
3		訓練用品	
4		訓練用品・スポーツ用品	
5	物品販売	コンビニ（酒類・100円均一・薬品販売 をできることが望ましい。）	北厚生センター
6		訓練用品・スポーツ用品	
7	食堂	食堂	南厚生センター
8	理容	理容	南厚生センター
9	クリーニング	クリーニング	南厚生センター
			北厚生センター

## (2) 業務期間（国有財産使用許可期間）

令和7年4月1日～令和8年3月31日

上記期間以降、希望すれば最大5年まで延長可能

## (3) 公募受付期間

令和6年5月21日（火）から6月7日（金）までの間

受付時間は各日9時から17時までとし、土日祝日は除く。

## (4) 設置施設の所在地及び名称

北海道旭川市春光町国有無番地陸上自衛隊旭川駐屯地

## 2 応募資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有している者

(2) 営業に必要な許可証等を保有していること。

(3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(4) 「3 募集要領・仕様書説明会及び現場説明会」に参加した者



- (5) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (6) 共通仕様書及び個別仕様書(説明会の際に配布)の全記載事項を遵守できること。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(9)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 募集要領・仕様書説明会及び現場説明会

本説明会に参加されない業者は、公募に参加できません。

#### (1) 日 時

令和6年6月11日(火) 10時00分から(9時45分開場)

#### (2) 場 所

陸上自衛隊旭川駐屯地 1号庁舎1階 駐屯地教場

#### (3) その他

ア 説明会の参加希望者は、公募受付期間内に付紙「旭川駐屯地売店、食堂等設置・営業希望業者説明会参加申込書」をFAX、郵送又は持参してください。

イ 説明会出席者は各業者2名以内とし、印鑑(シャチハタ可)を持参してください。

ウ 説明会参加業者の駐屯地乗り入れ車両を駐車場の関係上1業者1台とします。

### 4 問い合わせ先

〒070-8630

北海道旭川市春光町国有無番地

陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊厚生科 工藤

電 話 0166-51-6111 (内線2355)

FAX 0166-52-2415

旭川駐屯地売店、食堂等設置・営業希望業者説明会参加申込書

会 社 名 (電話番号)	( )
参加者氏名 (携帯番号等連絡先)	( )
	( )

- 1 説明会参加者は2名以内とします。
- 2 説明会参加業者の駐屯地乗り入れ車両を駐車場の関係上1業者1台とします。
- 3 F A X又は郵送で提出する場合は、内容を確認するためにこちらからご連絡する場合があります。